

# 兵庫県公報

平成25年4月2日 火曜日 第2479号

発行人  
兵庫県  
神戸市中央区下山手通  
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、  
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

## 目次

告 示	ページ
○ 行政書士法に基づく指定試験機関の変更の届出（市町振興課）	1
○ 平成25年度第1回危険物取扱者試験の実施（消防課）	1
○ 平成25年度消防設備士試験の実施（同）	3
○ 指定市町村事務受託法人の変更の届出（高齢社会課）	5
○ 指定市町村事務受託法人の指定（同）	6
○ 被爆者一般疾病医療機関の指定（疾病対策課）	6
○ 土地改良区役員の退任及び就任の届出（農地整備課）	8
○ 土地改良区清算人の退任の届出（同）	8
○ 林業種苗生産事業者の登録の失効（林務課）	8
○ 兵庫県漁業調整規則に基づく聴聞の実施（水産課）	9
○ 保安林の指定施業要件の変更予定（豊かな森づくり課）	9
○ 公共測量を実施する旨の通知（契約管理課）	9
○ 同 上（同）	10
○ 公共測量が終了した旨の通知（同）	10
○ 急傾斜地崩壊危険区域の指定（砂防課）	10
○ 同 上（同）	11
○ 行政手続法に基づく聴聞の実施（都市政策課）	11
○ 道路の位置指定の取消し（建築指導課）	11
公 告	
○ 特約業者の指定の取消し（税務課）	11
○ 税務職員身分証票公告（同）	12
○ 都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告（建築指導課）	12
○ 落札者等の公示（管理課）	12
県議会事務局公告	
○ 入札公告	13
正 誤	
○ 平成14年3月29日付け兵庫県公報第14号外中	15

## 告 示

### 兵庫県告示第547号

行政書士法（昭和26年法律第4号）第4条の4第2項の規定により、次の指定試験機関から変更の届出があった。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

名称	変更内容	変更前	変更後	変更年月日
財団法人行政書士試験研究センター	名称	財団法人行政書士試験研究センター	一般財団法人行政書士試験研究センター	平成25年4月1日

### 兵庫県告示第548号

消防法（昭和23年法律第186号）第13条の3の規定による甲種危険物取扱者試験、乙種危険物取扱者試験及び

丙種危険物取扱者試験を同法第13条の5第1項の規定に基づき一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

### 1 試験日時

平成25年6月16日（日）

甲種危険物取扱者試験

午後1時15分から午後3時45分まで

乙種第4類以外の乙種危険物取扱者試験

午後1時15分から午後3時15分まで

乙種第4類危険物取扱者試験

午前10時から正午まで及び午後1時15分から午後3時15分まで

丙種危険物取扱者試験

午前10時30分から午前11時45分まで

### 2 試験場所

試験地 試験場

所在地

神戸 県立兵庫工業高等学校

神戸市兵庫区和田宮通2丁目1-63

姫路 兵庫県立大学姫路工学キャンパス

姫路市書写2167

西宮 大手前大学さくら夙川キャンパス

西宮市御茶家所町6-42

加古川 県立農業高等学校

加古川市平岡町新在家902-4

豊岡 県立但馬技術大学校

豊岡市九日市上町660-5

篠山 県立篠山産業高等学校

篠山市郡家403-1

洲本 県立洲本実業高等学校

洲本市宇山2丁目8-65

### 3 試験科目

#### (1) 甲種危険物取扱者試験

危険物の規制に関する規則（昭和34年総理府令第55号）第55条第1項に定める科目

#### (2) 乙種危険物取扱者試験

危険物の規制に関する規則第55条第2項に定める科目

#### (3) 丙種危険物取扱者試験

危険物の規制に関する規則第55条第3項に定める科目

### 4 試験科目の一部免除

危険物の規制に関する規則第55条第5項から第7項までのいずれかに該当する者は、同規則第57条第2項又は第2項の2に規定する書類を提出することで、試験科目の一部を免除する。

### 5 受験資格

#### (1) 甲種危険物取扱者試験

消防法第13条の3第4項の各号のいずれかに該当する者であること。

#### (2) 乙種危険物取扱者試験

受験資格の制限はない。

#### (3) 丙種危険物取扱者試験

受験資格の制限はない。

### 6 受験手続

試験を受けようとする者は、書面又はインターネットにより申請を行うものとする。ただし、同一日に複数種類の試験を受験する者、受験資格が必要となる者及び試験科目の一部免除を受けようとする者については、その内容により書面による申請しかできない場合がある。

#### (1) 書面申請

##### ア 提出書類

危険物の規制に関する規則第57条に規定する書類

なお、受験願書は、一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部、県内各消防本部、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び各県民局において、平成25年4月上旬から配布する。

##### イ 受付期間

平成25年4月23日（火）から同年5月7日（火）まで（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に持参又は郵送により提出すること。

なお、郵送の場合は、簡易書留郵便等、送達確認可能な方法で送付すること（平成25年5月7日（火）の消印有効）。

##### ウ 提出先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部とする。

#### (2) インターネット申請

##### ア 申請方法

受付期間内に一般財団法人消防試験研究センターのホームページから申請に必要な事項の入力等を行い送信する。(http://www.shoubo-shiken.or.jp/)

イ 受付期間

平成25年4月20日(土)午前9時から同年5月4日(土)午後5時まで

(3) 手数料

ア 甲種危険物取扱者試験 5,000円

イ 乙種危険物取扱者試験 3,400円

ウ 丙種危険物取扱者試験 2,700円

なお、受験願書受付後は手数料の返還はしない。

7 可否の発表

合格者の受験番号を平成25年7月8日頃に一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部窓口に公示するとともに受験者全員に郵便で可否を通知する。

8 受験についての問合せ先

(1) 書面申請

〒650-0011 神戸市中央区下山手通5丁目12番7号

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

電話 (078) 361-6610

(2) インターネット申請

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1丁目4番2号

一般財団法人消防試験研究センター 電子申請室

電話 (0570) 07-1000



**兵庫県告示第549号**

消防法(昭和23年法律第186号)第17条の8に規定する消防設備士試験を、一般財団法人消防試験研究センターに委任して次のとおり実施する。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 試験日時

(1) 第1回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成25年 8月3日(土)	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第4類	午後1時00分から 午後4時15分まで
		乙種第4類、第7類	午後1時00分から 午後2時45分まで
同月4日(日)	午前	甲種特類	午前9時30分から 午後0時15分まで
		甲種第1類、第2類、第3類、第5類	午前9時30分から 午後0時45分まで

(2) 第2回

期 日	時間帯	試験の種類	試験時間
平成25年 11月17日(日)	午前	乙種第1類、第2類、第3類、第5類、第6類	午前10時00分から 午前11時45分まで
	午後	甲種第1類、第2類、第3類、第4類、第5類	午後1時00分から 午後4時15分まで

乙種第4類、第7類

午後1時00分から  
午後2時45分まで

(注意) 第1回及び第2回とも同一時間帯で2種類以上の受験は認めない。ただし、電気工事士の資格により試験の一部免除を受ける者に限り甲種又は乙種第4類と乙種第7類との複数受験ができる。

## 2 試験場所

### (1) 第1回

神戸村野工業高等学校 神戸市長田区五番町8丁目5番地

### (2) 第2回

兵庫県立大学姫路工学キャンパス 姫路市書写2167

## 3 試験

消防法第17条の8第1項に規定する試験を行う。

### (1) 筆記試験

消防法施行規則(昭和36年自治省令第6号)第33条の10に掲げる科目について試験を行う。

### (2) 実技試験

消防用設備等の設置及び維持に必要な技能について筆記により試験を行う。

## 4 受験資格

### (1) 甲種特類

消防法施行規則第33条の8第2項の規定に該当する者

### (2) 甲種

消防法第17条の8第4項の規定に該当する者

### (3) 乙種

受験資格は問わない。

## 5 受験手続

### (1) 申請書類等

#### ア 受験願書

次の場所で各回の受付開始日の約1箇月前から配布する。

県下各消防本部(署)、県下各県民局、姫路市役所家島事務所、兵庫県企画県民部災害対策局消防課及び一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

#### イ 資格証明書類

#### (7) 甲種特類及び甲種消防設備士試験受験者

受験資格を有することを証明する書類

#### (4) 試験科目免除者

消防法施行規則第33条の11に該当することを証明する書類

### (2) 受付期間、申請方法及び申請先

#### ア 第1回

#### (7) 書面申請

##### a 受付期間

平成25年6月18日(火)から同月27日(木)まで(土曜日及び日曜日を除く。)

##### b 申請方法

持参の場合は、上記期間内の午前9時から午後5時までの間に提出すること。

郵送の場合は、簡易書留等、送達確認可能な方法で送付すること(受付最終日消印有効)。

なお、記載内容及び提出書類に不備がある場合は受理しない。

##### c 申請先

一般財団法人消防試験研究センター兵庫県支部

#### (4) インターネット申請

##### a 受付期間

平成25年6月15日(土)午前9時から同月24日(月)午後5時まで

##### b 申請方法

一般財団法人消防試験研究センターのホームページ(<http://www.shoubo-shiken.or.jp>)から申



財団法人 こうべ市民福祉振興協会

(2) 変更後

公益財団法人 こうべ市民福祉振興協会

4 変更年月日

平成25年4月1日



**兵庫県告示第551号**

介護保険法（平成9年法律第123号）第24条の2第1項に規定する指定市町村事務受託法人として、次のとおり指定した。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 事務所の名称及び所在地

名称 公益財団法人 加古川総合保健センター

所在地 加古川市平岡町新在家字鶴池ノ内1224番地の12

2 事務所を設置している法人の名称及び主たる事務所の所在地

名称 公益財団法人 加古川総合保健センター

主たる事務所の所在地 加古川市平岡町新在家字鶴池ノ内1224番地の12

3 指定年月日

平成25年4月1日



**兵庫県告示第552号**

原子爆弾被爆者に対する援護に関する法律（平成6年法律第117号）第19条第1項の規定により、被爆者一般疾病医療機関として次のものを指定した。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

名 称	開 設 者	所 在 地	指 定 年 月 日
めぐみクリニック	医療法人社団 めぐみクリニック 理事長 恵美 裕一郎	神戸市中央区港島中町3丁目1番2	平成25年2月1日
山本歯科医院	山本 貴史	同 市須磨区北落合2丁目10の10	同 年1月1日
元村歯科医院	元村 昌平	同 市垂水区桃山台3丁目11-10	同
向原クリニック	医療法人社団 向原クリニック 理事長 向原 進一	同 市西区大津和1-7-8 West 2000-302	同
医療法人社団 にしむら眼科	医療法人社団 にしむら眼科 理事長 西村 衛	同 市同区糞台5丁目6番3号 神戸西 神オリエンタルホテル1階	平成25年2月1日
阪神調剤薬局 阪神センター大蔵谷店	株式会社 阪神調剤薬局 代表取締役 岩崎 壽毅	同 市同区伊川谷町有瀬池林682-1	同 年3月1日
医療法人社団 てらおクリニック	医療法人社団 てらおクリニック 理事長 寺尾 隆太	姫路市飾磨区構2丁目202番地	同 年1月1日
山田病院	山田 倫世	同 市網干区興浜39	同 月10日

そうごう薬局 飾磨店	総合メディカル 株式会社 代表取締役 田代 五男	同 市飾磨区玉地1丁目67-1	平成25年3月1日
みちざわ歯科医院	道澤 雅裕	尼崎市食満7丁目1-37 ネオコートケ マ102	同 年2月1日
東園田イレブン薬局	ウエルシア関西 株式会社 代表取締役 樋屋 茂康	同 市東園田町6丁目94-3	同
ふじわら内科	藤原 洋	明石市二見町東二見272-6	平成25年3月1日
COMBOX明舞イレブ ン薬局	ウエルシア関西 株式会社 代表取締役 樋屋 茂康	同 市松が丘2丁目3-3	同
東二見にここ薬局	株式会社 グッドプランニン グ 代表取締役 吉田 盛範	同 市二見町東二見272-3	同
明舞調剤薬局 松が丘店	株式会社 ティー・エー・シ ー 代表取締役 高橋 健七	同 市松が丘2丁目3番3号 コムボッ クス明舞3F	同
坂上田病院	医療法人社団 坂上田病院 理事長 井上 侃也	西宮市津門仁辺町6番25号	平成25年2月1日
武庫川つばさ薬局	石井 範子	同 市里中町1丁目7番12号	同
しおり薬局 今津駅前店	有限会社 トライメディカル 取締役 大曲 正司	同 市今津水波町1番28号 1階	平成25年3月1日
訪問看護ステーションリ ん	株式会社 りん 代表取締役 坂本 初美	同 市山口町名来2-7-21	平成24年7月1日
伊丹恒生脳神経外科病院	医療法人社団 六心会 理事長 野田 眞也	伊丹市西野1丁目300番地1	平成22年2月1日
ふじ薬局 野口店	株式会社 フジファーマシー 代表取締役 藤本 匡志	加古川市野口町野口220-1	平成25年2月1日
メイキ薬局 長砂	株式会社 アーチメディカル 代表取締役 橘 慶一郎	同 市野口町長砂95-2	同
おおしま眼科	医療法人社団 おおしま眼科 理事長 大島 富太郎	赤穂市東浜町18番地	平成25年1月1日
ありしま内科	有島 武志	宝塚市栄町1丁目6番1号 花のみち1 番館106号室	同 年2月1日
コクミン薬局 宝塚第一 病院前店	株式会社 コクミン 代表取締役社長 絹巻 秀展	同 市向月町14-13	同
フタバ薬局 花のみち店	株式会社 フタバ 代表取締役 石瀬 和香子	同 市栄町1-6-1 花のみちセルカ 1番館105	平成25年3月1日
ぬくもり訪問看護ステー ション	シオンプランニング 株式会 社 代表取締役 藤原 浩晃	高砂市荒井町紙町1-37	同
前田クリニック	医療法人社団 前田クリニッ ク 理事長 前田 啓志	丹波市柏原町母坪353番地1	平成25年2月1日
ひやく薬局ほつぽ	株式会社 ひやく 代表取締役 梅垣 宏	同 市柏原町母坪350-5	同
森の薬局	株式会社 規久屋 代表取締役 加藤 久枝	同 市山南町下滝宇天神ノ下461-1	平成25年3月1日
医療法人社団 杉田デン タルクリニック	医療法人社団 杉田デンタル クリニック 理事長 杉田 学治	川辺郡猪名川町松尾台1丁目2番2号	同 年1月1日



**兵庫県告示第553号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出があった。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**尾崎土地改良区**

退任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	熊 野 昌 教	淡路市尾崎2140番地
同	尾 崎 秋 男	同 市尾崎433番地
同	松 浦 孝 次	同 市尾崎941番地
同	高 田 晴 代	同 市遠田1970番地
同	植 松 達 夫	同 市尾崎3543番地
同	西 山 雅 英	同 市新村386番地
同	水 野 勝 弘	同 市遠田1014番地2
同	廣 畠 喜代次	同 市遠田1818番地
監 事	濱 岡 弘 好	同 市尾崎2335番地
同	大 植 勉	同 市尾崎3352番地
同	象 橋 政 行	同 市遠田3291番地
同	粟 田 信 博	同 市尾崎1606番地8

就任役員

役員の区分	氏 名	住 所
理 事	小 林 則 昭	淡路市尾崎366番地3
同	木 戸 喜一郎	同 市尾崎2794番地
同	松 浦 孝 次	同 市尾崎941番地
同	粟 田 信 博	同 市尾崎1606番地8
同	谷 口 和 廣	同 市新村355番地
同	水 野 勝 弘	同 市遠田1014番地2
同	萩 野 悟	同 市遠田1812番地2
同	野 田 敏 昭	同 市遠田2151番地1
監 事	東 田 昭 作	同 市尾崎2992番地
同	尾 植 繁 孝	同 市尾崎2151番地
同	池 内 信 博	同 市尾崎4166番地



**兵庫県告示第554号**

土地改良法（昭和24年法律第195号）第68条第4項において準用する同法第18条第16項の規定により、次の土地改良区の清算人の退任の届出があった。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

**西山土地改良区**

氏 名	住 所
船 田 和 代	加古川市志方町西山110番地の3
小 原 徹	同 市志方町西山186番地の2



**兵庫県告示第555号**

林業種苗法（昭和45年法律第89号）第14条第1項の規定により、次の林業種苗生産事業者の登録は、その者が生産事業を廃止したので失効した。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

登録番号	生産事業者の氏名 又は名称及び住所	生産事業の内容				事業所の名称 及び所在地
		種 穂		苗 木		
		採 取	精 選	幼苗の 養成	幼苗以 外の苗 木養成	
和102	小 野 山 徳 次 養父市玉見235番地	○		○	○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ
和160	長 島 和 男 養父市小城583番地 1	○			○	生産事業者の氏名又は 名称及び住所に同じ



**兵庫県告示第556号**

兵庫県漁業調整規則（昭和41年兵庫県規則第48号）第47条第2項の規定により、次のとおり聴聞を行う。  
平成25年 4 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 件名  
漁業関係法令違反に係る停泊命令
- 2 日時  
平成25年 4 月 16 日（火）午後 3 時 00 分から午後 3 時 15 分まで
- 3 場所  
神戸市中央区下山手通 5 丁目 10 番 1 号  
兵庫県庁第 1 号館 10 階 農政環境部会議室



**兵庫県告示第557号**

森林法（昭和26年法律第249号）第33条の2の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定である。

平成25年 4 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所  
姫路市夢前町前之庄字北垣内1662の5、1662の38から1662の41まで、1662の44
- 2 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 3 変更後の指定施業要件
  - (1) 立木の伐採の方法
    - ア 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - (2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種  
次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を兵庫県農政環境部環境創造局豊かな森づくり課、中播磨県民局姫路農林水産振興事務所及び姫路市役所に備え置いて縦覧に供する。）



**兵庫県告示第558号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、独立行政法人都市再生機構西日本支社長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年 4 月 2 日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 作業種類  
公共測量（3級基準点測量・4級基準点測量）
- 2 作業期間  
平成25年3月18日から同年5月10日まで
- 3 作業地域  
神戸市須磨区中落合地域



**兵庫県告示第559号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、伊丹市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があった。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（道路台帳図データ更新）
- 2 作業期間  
平成25年3月18日から同月31日まで
- 3 作業地域  
伊丹市の一部



**兵庫県告示第560号**

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、宝塚市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

- 1 作業種類  
公共測量（基準点測量）
- 2 作業期間  
平成24年11月15日から平成25年3月13日まで
- 3 作業地域  
宝塚市中筋1丁目、2丁目、3丁目及び4丁目地内



**兵庫県告示第561号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、神戸県民局神戸土木事務所及び神戸市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
上ノ町	神戸市	北区	山田町藍那	下手	8番4、8番5の一部、8番8の一部、8番10の一部、9番1の一部、9番2、9番3から9番5までの各一部、9番6、28番の一部、29番の一部、30番1の一部、30番2の一部、31番の一部、42番1の一部、42番2から42番4まで、43番2の一部、62番の一部、8番4地先の道路敷の一部、28番地先の道路敷の一部、31番地先の道路敷の一部



**兵庫県告示第562号**

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、急傾斜地崩壊危険区域を次のとおり指定する。

なお、その関係図面は、但馬県民局豊岡土木事務所及び豊岡市役所に備え置いて縦覧に供する。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

指定区域

区 域 名	市 郡 名	区 町 名	町大字名	小 字 名	地 番
久田谷(2)	豊岡市		日高町久田谷	ジイガ谷	98番2、99番1の一部、430番1の一部、431番1の一部、432番1、432番2、433番1の一部、433番3の一部、433番4の一部、434番、435番、436番の一部、437番2の一部、430番1から436番に至る地先の道路敷の一部、433番3から437番2に至る地先の水路敷の一部



**兵庫県告示第563号**

行政手続法（平成5年法律第88号）第13条第1項の規定により、次のとおり聴聞を行う旨神戸県民局長から報告があった。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

1 日時

平成25年4月10日（水）午後2時から午後3時まで

2 場所

神戸市長田区浪松町3-2-5 兵庫県西神戸庁舎 4階401会議室

3 被聴聞者

氏 名 太田 恵利子  
登録番号 (兵庫) 第41215号



**兵庫県告示第564号**

建築確認の手續、建築基準の特例等を定める規則（昭和37年兵庫県規則第92号）第15条第1項の規定による道路の位置指定の取消しの申請があったので、次のとおり指定を取り消した。

その関係図書は、但馬県民局豊岡土木事務所まちづくり建築第1課において縦覧に供する。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井戸敏三

取 消 番 号	取消年月日 (平成年月日)	位 置	幅 員 (メートル)	延 長 (メートル)
第H24但豊位置 廃0002号	25.3.6	豊岡市正法寺字宮下通560番4	5.00	49.29

公 告

**特約業者の指定の取消し**

兵庫県税条例（昭和35年兵庫県条例第63号）第107条第3項の規定に基づき、次のとおり特約業者の指定を取り消した。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

氏名又は名称	主たる事務所又は事業所の所在地	指定取消年月日
高山産業 株式会社	西宮市中前田町1-27	平成25年1月31日



**税務職員身分証票無効公告**

次に掲げる証票は、紛失の日から無効とする。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

種 類	番 号	交付年月日	紛失年月日
徴税吏員証	第54590号	平成18年4月1日	平成25年2月28日



**都市計画法第36条第3項に基づく工事完了公告**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成25年4月2日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称（第3工区）  
芦屋市朝日ヶ丘町178番1の一部
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
芦屋市朝日ヶ丘町39番1号  
芦屋市病院事業管理者 佐 治 文 隆
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成25年3月7日  
兵庫県指令神南（西土）（建）第1-3-3号（21芦屋）
- 2 (1) 開発区域又は工区に含まれる地域の名称  
小野市天神町字後山1183番2の一部、1183番6、1183番21、1183番22の一部、水路
- (2) 開発許可を受けた者の住所及び氏名又は名称  
加古川市東神吉町神吉883番地の2  
有限会社エステートフルヤ 代表取締役 古 屋 智 浩
- (3) 許可年月日及び許可番号  
平成24年9月21日  
兵庫県指令北播（加土）（建）第1-9号（24小野）



**落札者等の公示**

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達の落札者等について、次のとおり公示する。

平成25年4月2日

契約担当者

兵庫県知事 井 戸 敏 三

- 1 落札に係る物品の名称及び数量  
平成25年度（上半期）用品単価契約【PPC用紙（B4、A3、A4）】
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
兵庫県出納局管理課 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号

- 3 落札者を決定した日  
平成25年3月11日
- 4 落札者の名称及び住所  
株式会社大塚商会神戸支店 神戸市中央区磯上通8-3-5
- 5 契約単価  
B 4 1,500円  
A 3 1,200円  
A 4 1,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続  
一般競争入札
- 7 入札公告をした日  
平成25年1月29日

### 県 議 会 事 務 局 公 告

#### 入札公告

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達を次のとおり一般競争入札に付す。

平成25年4月2日

契約担当者

兵庫県議会事務局長 善 部 修

#### 1 調達内容

- (1) 業務件名及び数量  
兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」の制作等業務
- (2) 調達案件の仕様等  
兵庫県議会広報紙「ひょうご県議会だより」No.98、No.99、No.100の制作、印刷及び配布業務並びに広告掲載等業務（詳細は入札説明書による。）
- (3) 履行期間  
平成25年5月21日（火）から平成26年2月6日（木）まで
- (4) 履行場所  
兵庫県議会事務局が別途指示する場所
- (5) 入札方法  
上記(1)の委託業務について入札に付する。  
落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 一般競争入札参加資格

- (1) 物品関係入札参加資格者として、兵庫県（以下「県」という。）の物品関係入札参加資格（登録）者名簿に登録されている者又は登録されていない者で開札の日時までに物品関係入札参加資格者として認定された者であること。
- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に基づく県の入札参加資格制限基準による資格制限を受けていない者であること。
- (3) 一般競争入札参加申込書兼競争参加資格確認申請書（以下「申込書」という。）の提出期限日及び当該調達の入札の日において、県の指名停止基準に基づく指名停止を受けていない者であること。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされていない者であること。

#### 3 申込書・入札書の提出等

- (1) 申込書の提出場所、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先  
〒650-8567 神戸市中央区下山手通5丁目10番1号  
兵庫県議会事務局調査課 担当 板村  
電話 (078) 341-7711 内線5067

- (2) 申込書の提出期間、契約条項を示す期間及び入札説明書の交付期間  
平成25年4月2日（火）から同月18日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- (3) 入札・開札の日時及び場所  
平成25年5月15日（水）午後1時30分 兵庫県庁第3号館 2階議会事務局会議室
- (4) 入札書の提出期限  
上記(3)の入札・開札の日時及び場所に直接入札書を提出すること。ただし、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者による同条第2項に規定する信書便による入札については、平成25年5月14日（火）午後5時までに上記(1)の場所に必着のこと。
- 4 入札者に求められる義務
- (1) この一般競争入札に参加を希望する者は、入札しようとする業務について、次により書類を持参又は郵送等により提出し、事前に協議すること。
- ア 受付期間  
平成25年4月2日（火）から同月18日（木）まで（土曜日及び日曜日を除く。）  
午前9時から午後5時まで（正午から午後1時までを除く。）
- イ 受付場所 前記3(1)に同じ。
- ウ 提出書類 会社概要（業務に係る全ての会社のもの）、メーカー・品名・キログラム数・古紙混入率を明記した紙見本、刷見本（4度刷）
- エ 協議結果 平成25年4月25日（木）までに入札者に通知する。
- (2) 入札者は、開札日の前日までの間において、契約担当者から上記(1)ウの提出書類に関し説明を求められた場合は、それに応じること。
- (3) 入札者は、上記(1)エで承認された内容で入札すること。
- 5 その他
- (1) 契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨
- (2) 入札保証金  
契約希望金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額）の100分の5以上の額の入札保証金を平成25年5月13日（月）正午までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に兵庫県議会事務局長（以下「事務局長」という。）を被保険者とする入札保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を入札保証金に代えて提出すること。
- (3) 契約保証金  
契約金額（入札書記載金額に消費税及び地方消費税額相当額を加算した金額）の100分の10以上の額の契約保証金を契約締結日までに納入しなければならない。ただし、保険会社との間に事務局長を被保険者とする履行保証保険契約を締結した場合は、その保険証書を契約保証金に代えて契約締結日までに提出すること。
- (4) 入札に関する条件
- ア 入札書が所定の場所に所定の日時までに到達していること。
- イ 所定の額の入札保証金（入札保証金に代わる担保の提供を含む。）が所定の日時までに提出されていること。ただし、入札保証金に代えて入札保証保険証書を提出する場合は、保険期間が契約締結予定日（平成25年5月21日（火））までであること。
- ウ 入札者又はその代理人が同一事項について2通以上した入札でないこと。
- エ 同一事項の入札において、他の入札者の代理人を兼ねた者又は2人以上の入札者の代理をした者の入札でないこと。
- オ 連合その他の不正行為によってされたと認められる入札でないこと。
- カ 入札書に入札金額並びに入札者の氏名及び押印があり、入札内容が分明であること。
- キ 代理人が入札をする場合は、入札開始前に委任状を入札執行者に提出すること。
- ク 入札金額は、前記1(1)の業務の総額（消費税及び地方消費税相当額を除く。）を記載すること。
- ケ 入札書に記載された入札金額が訂正されていないこと。
- コ 再度入札に参加出来る者は、次のいずれかの条件を具備した者であること。

- (7) 初度の入札に参加して有効な入札をした者
- (4) 初度の入札において、上記アからケまでの条件に違反し無効となった入札者のうちア、エ又はオに違反し無効となった者以外の者
- (5) 入札の無効  
 本公告に示した一般競争入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札、申込書又は関係書類に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。
- (6) 契約書作成の要否  
 要作成
- (7) 落札者の決定方法  
 入札説明書で示した業務を遂行できると契約担当者が判断した入札者であって、財務規則（昭和39年兵庫県規則第31号）第85条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。
- (8) その他  
 詳細は、入札説明書による。

6 Summary for the Notice of General Competitive Tendering

- (1) Name and title of head of the procuring entity:  
 Osamu Zenbu, Secretary General of the Hyogo Prefectural Assembly
- (2) Nature of the services to be required:  
 The Hyogo Prefectural Assembly public information paper "Hyogokengikaidayori": production and other services
- (3) Deadline for the submission of tender application forms:  
 17:00 April 18, 2013
- (4) Deadline for tender:  
 13:30 May 15, 2013 by direct delivery  
 17:00 May 14, 2013 by mail
- (5) Person to contact concerning the notice:  
 Ms. Itamura, Assembly Research Division, Secretariat of the Hyogo Prefectural Assembly  
 5-10-1 Shimoyamate-dori, Chuo-Ku, Kobe, Hyogo 650-8567  
 TEL (078) 341-7711 extension 5067

正 誤

○平成14年3月29日付け（兵庫県公報第14号外）  
 兵庫県病院局管理規程第3号 別表中

(ページ)	(行)	(誤)	(正)
26	下から4	病院事業出納員印	病院事業企業出納員印